## 平成 25 年度第 2 回茨木市立保育所の民営化 に伴う移管先法人選考委員会(下穂積保育所)

## 議事要旨

- 1 日 時 平成 25 年 5 月 23 日 (木) 午後 6 時 ~ 7 時 30 分
- 2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 防災会議室
- 3 出席者(順不同)
  - (1) 選考委員会委員

清水委員、嶋田委員、小田委員、新野委員、吉村委員、松岡委員、山本委員、赤土委員、楚和委員

(2) 事務局

佐藤こども育成部長、中井保育幼稚園課長、小西保育幼稚園課参事、松野保育幼稚園課長代理、佐々木保育幼稚園課管理係長、中村保育幼稚園課指導主事、村田保育幼稚園課指導主事、中山保育幼稚園課職員

- 4 案 件
  - (1) 移管先法人選考方法・基準について
  - (2) 移管先法人の応募状況について
- 5 発言要旨
- 委員長: 平成 25 年度茨木市立保育所の民営化に伴う移管先法人選考委員会を 開催します。

早速ですが、本日の案件に入らせていただきます。

案件は、2件ございまして、どちらも相互に関係する案件でございますので、併せて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局: それでは、まず、配付資料のご確認をお願いいたします。

- 1つ目は、会議次第でございます。
- 2つ目は、移管先法人選考方法・基準における意見・提案一覧表(資料1)でございます。
  - 3つ目は、選考項目チェックシート(参考)でございます。
  - 4つ目が、予備審査に使用する評価表(案)でございます。

5つ目が、予備審査の結果表(案)でございます。

6つ目が、本審査に使用する予定の評価表(案)でございます。

7つ目が、本審査の結果表(案)でございます。

なお、下穂積保育所の保護者代表の委員の方々には、第1回目の会議録についても、お配りさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

今、お手元の方に3つの法人から提出いただいている「応募書類」に つきましても、本日、お配りをさせていただいておりますので、よろし くお願いいたします。

資料については以上でございます。よろしいでしょうか。

続きまして、案件(1)の「選考方法・基準」に関するご意見・ご提案 について、ご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

これにつきましては、」委員からいただいたご意見でございます。

第1回の選考委員会におきましては、これまでの民営化における選考委員会での課題を踏まえ、点数制を改め、茨木市立保育所民営化基本方針における「6 民営化の方法」に示すとおり、応募法人の保育目標、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況等を総合的に勘案して、各委員からより多くの評価が得られた法人を移管先候補法人として、本選考委員会において決定していただきたい旨をご説明させていただきました。

また、各委員の皆さまに、ご判断をいただくための補足的な資料といたしまして、「選考項目チェックシート(参考)」でございますけれども、応募法人から提出いただきます「選考項目」ごとに、各委員の皆さまに評価していただき、最終的には、各委員の皆さまからご提出いただく、「評価表(案)」に基づき、選考委員会の総意として、移管先候補法人を決定していただきたいと、前回、ご説明をさせていただきました。

この度、A委員からいただいたご意見・ご提案につきましては、票決ではなく、点数化する一つの例といたしまして、「優が2点、良が1点、不可が-2点」として、単純に合計点の高い法人に決定するという方法の方が、より明瞭になるのではという、ご意見・ご提案でございます。

また、その理由といたしましては、資料に「参考」として、まとめておりますが、課題であったような「評価点の大きな差」という極端な点数の差がつきにくいのではないかというご意見、また、全項目不可という採点が現実的にはあり得ないと考えられることや、点数化によって、良い法人を選択できる、さらには、選考の説明もしやすいことや、票決

では、丁寧な審査という面で不安があるというご意見でございます。

事務局といたしましては、ご提案の「優 = + 2、良 = + 1、不可 = -2」とした場合、1項目あたり最大で4点の差がつくことになり、意図的な採点を前提としておりませんが、過去の課題等から、「評価点の大きな差」がつかないとは言い切れないため、票決方式に改めたいと考えております。

また、全ての選考項目ではございませんが、各委員の皆さまで、意見 交換をしていただく機会がございますので、公開・非公開の内容等に留 意しながら、移管先法人の選考にあたって、説明できる部分があると考 えています。

さらに、意見交換の機会を設けることで、選考にあたっての透明性の 確保を図ることができるのではと考えております。

委員からいただいたご意見・ご提案についての説明は、以上でございます。

続きまして、現段階における応募の状況についてご報告をさせていた だきます。

下穂積保育所における応募の状況でございますが、現在、吹田市に法 人本部を置き、保育園を運営されておられます「社会福祉法人 吹田若 竹会」という法人。同じく吹田市の「社会福祉法人 耀き福祉会」、そ れと本市に法人本部を置きまして保育園を運営されております、「社会 福祉法人 天王福祉会」の3法人から既に、お申し込みをいただいてお ります。

したがいまして、3法人による応募がございましたので、第3回目の下穂積保育所における選考委員会につきましては、法人会計の審査と併せ、本審査の対象となる2法人を選考していただく、予備審査を行うことになりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、本日、お配りしております予備審査にあたっての応募関連書類をはじめ、選考項目のチェックシートや評価案、また、結果表(案)についてご説明させていただきます。

まず、応募関連書類に2か所修正がございます。

それを先にご説明させていただきたいと思います。

応募法人から提出のあった基本姿勢や経営方針、選考項目ごとに記述がある 10 ページでございます。

10ページの年間行事の「(3) 行事計画(年間、月間)とありますが、 ここの3月のところを見ていただきますと、「おつかれ会、修了式」に なっております。これは「おわかれ会」です。申し訳ございません。よ ろしいでしょうか。

また、25ページをお開きください。

「 給食管理」における、市立保育所の実績を記載しているところで ございますが、土曜日の給食内容といたしまして、「ア 平日と同じ」 とありますけれども、これは「イ 軽食」でございます。

「 給食管理」、「(1) 給食の取組と実績」のすぐ下に、 印で「市立保育所」と書いておりまして、土曜日の給食内容がカッコ書きでありますが、その中で「アイウエ」がそれぞれ書かれていると思いますが、「ア」に丸が入っていると思いますけれども、正しくは「イ」です。「イ」の「軽食」でございまして、内容につきましては「どんぶり、麺類、果物」でございます。どんぶりもしくは麺類、それにプラス果物というような形で、土曜日の軽食が出されているという状況でございますので、よろしくお願いします。大変申し訳ございません。修正をよろしくお願いいたします。

なお、応募法人には既に連絡をしておりまして、移管予定の保育所での取組には変更ございませんので、よろしくお願いいたします。

それと、少し、応募書類での記載漏れもございますので、また、事務 局の方で全ての項目をチェックさせていただきまして、各委員の皆さま に、改めて内容をお知らせさせていただきたいと考えております。

例えば、A法人の、同じ 25 ページになりますが、給食の取組と実績のところで、「現行施設での取組」ですが、「アイウエ」に丸が入っていないという状況になっておりますので、一覧にして、委員の皆さまにお知らせさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、「選考項目のチェックシート (参考)」をご覧ください。

これまで、評価ポイントのところでございますけれど、この欄に「ABC」の表記がございました。これは、各委員の皆さまに評価をしていただくための視点として、仮に表記したものでございまして、第1回目の会議におきましても、「各委員の皆さまのご判断により、評価をしていただくための参考資料として、提示させていただいている」というご説明をさせていただきました。

したがいまして、評価のポイント欄につきましては、各委員の皆さまがご自由にご活用いただけるよう、今回、空欄にしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、予備審査における評価表(案)でございます。

予備審査におきましては、3法人から2法人に選考していただくこと になりますが、あくまでも書類審査によって下位の1法人が、その選か ら漏れるということになります。

したがいまして、前回は、本審査に進む2法人を適否により選考していただきたいというご説明をさせていただきましたが、下位の1法人を選考していただくことによって、残りの2法人が本審査に進むことになりますので、結果欄の適否についても、「否」という表現が、少し否定的でございますので、それを改めまして、下位の1法人にチェックを入れていただくことにより、選考が可能になるのではと考えております。

よりイメージを鮮明にしていただくために、結果表をお配りしております。こちらの評価表(案)の方にも下位の1法人にチェックを入れていただくことによって、このような集計ができるのではと考えております。よろしくお願いいたします。

このような方法によりまして、予備審査を行っていただければと考えております。

なお、参考までに、本審査の評価表と結果表もお配りしております。 本審査の方は、丸をしていただくことによって、その法人が選考され たというような結果表を見ていただければ分かるようになっておりま すのでよろしくお願いいたします。

説明としては以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、お願いたします。

委員長: ありがとうございました。

一昨日、鮎川保育所に関連する委員会もございましたので、その時、 提出された資料からの変更も含めて、ご説明をいただきました。

多くの委員さんは、変更に関する説明の意味、ご理解いただけたと思いますが、下穂積保育所の保護者委員さんは、ただ今の資料説明で、これから審査をしていただくプロセスの具体的なイメージはある程度捉えられましたでしょうか。

何か、資料について、分かりにくい点がありましたら、ご質問いただければと思うのですが、大丈夫でしょうか。

A委員: この選考方法で、鮎川保育所が点数制にしてくださいというご提案をされたと思いますが、我々は、一回目の委員会で点数制でなくてもいいと言いました。その思いを各委員さんにお話しさせて欲しいと思ったのですが、よろしいでしょうか。

委員長: それでは、具体的な資料についての疑問点はないということで、案件 (1)の「選考方法・基準について」の審議に入ります。

まず、基準については、第1回の委員会のときに事務局から示された 案について、ご意見を所定の期日までに提出していただくということに なっておりましたが、基準そのものについては、どの委員からもご意見 ございませんでした。

選考方法に関しては、点数化することが望ましいというご意見があった訳でございます。

一昨日の会議の中では、先ほど事務局から説明がありましたように、 疑問の点があれば、委員相互でご質問をしていただく時間をとるという ことで、結果的には事務局の案の形で点数化しない、票決の形で進めて いくということでご了解をいただいたとの経緯があります。

それに関連して、ご発言があるとのことですので、お伺いしたいと思います。

A委員: この点数化というのが過去の課題であると書かれていて、民営化の外部・庁内検討委員会の内容を読んでいくと、委員が点数を 100 点とか 0 点をつけて、それが問題だったということが書かれていますが、私たちは、それをここに書いてしまったら、過去の保護者の方が可哀想だと思ったのです。

私は、その100点と0点をつけた気持ちというのは、分かるのです。今後、付き合っていくのは、子どもたちだし、その親だと思うので、その法人さんが、良いとか、悪いと言っているのはなくて、こっちの法人の方が合うかなという気持ちが、その点数になったのかなと思ったので、その100点0点が悪かったではなくて、その決め方、100点0点を付ければ、それだけの差が出て、その委員の意見だけが通ってしまうというやり方が問題だと思ったので、点数でやったという方法自体に問題があったと思ったので、私たちは「それはそうですね」いいですよと言ったのですが、ただ、付けた委員が悪いというふうには思わないでほしいし、そう期待しないでほしいと思ったので、それだけは言わせてほしいと思いました。なので、点数化ではなくて、各委員の票決ということには、方法に問題があると思ったので納得しますということです。以上です。

委員長: ご指摘のとおりと思います。

極端な判断を許容するような枠組みを決めることになったという点については、問題があったのかも知れないと思います。

A委員: 議会の方とかでも、指摘されて、そんな偏見で決めてと言われていましたが、それは偏見で決めたことが問題じゃなくて、方法に問題があったと思いましたので、そのように言わせてください。

委員長: そうですね。おっしゃるとおりと思います。 そうしますと、今回、この委員会においては、特に、選考基準と選考 方法について、独自のご意見というのは出てきておりませんので、確認 をさせていただきたいと思います。

案件(1)の「移管先法人の選考方法・基準について」は、前回、事務局から提案された、複数の法人から応募があった場合については、予備審査、本審査に分けて審査をしていただくという進め方で差し支えございませんでしょうか。

その結果は、予備審査評価表に、本審査をご遠慮いただく1法人にチェックしていただきます。

ただし、1位、2位、3位とつけるのが目的ではなくて、本審査に進む、2つの法人を選ぶということが目的なので、言いかえると、2法人のうち、どちらが良いか、悪いか、という問題ではありませんので、ご遠慮いただくところを1法人、選んでいただくという趣旨の資料です。

選考の基準、それから選考の方法などについて、ただ今、事務局から 提案されたようなやり方で、ご異論ございませんでしょうか。

B委員: この予備審査の結果表ですが、場合によっては、本審査へ向かう意味で、予見を与えてしまう恐れがあるのではないでしょうか。

事務局責任で、ご遠慮いただく法人はこうでしたと、したがって、本 審査には、この2法人がということで、この結果は出さない方が予見を 与えなくていいのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局: 先ほど、委員長からも、「これは、あくまでも2つの法人を選ぶためのものです」とご説明をいただいております。

今、B委員からご指摘があった優先順位がはっきりとこの時点で分かってしまうということになりますが、そういう趣旨で付けるのではなく、下位の1法人にご遠慮いただくということが分かる資料という形で考えていたものです。

結果の部分については、A法人の方が有利じゃないのかというようなところも出てきますので、もし、仮に、これを出さないで、事務局の方にお任せしていただくということでもよろしければ、そういう形にさせていただきます。

その予備審査の結果については、A・B・C法人のうち、本審査に進む法人を除いた形で、選にもれたC法人だけを表示するというような方法も考えられます。

C委員: 選にもれた法人だけの結果を入れた形でもいいのではないですか。 選にもれた法人だけの名前を入れることで、我々には分からないよう に、残るところは、A・Bだけで、最終的な結論は公開になると思いま すので。 事務局: 募集要領の方で、応募法人名は公開するとしております。

結果については、移管先候補法人となられた法人名については、もちるん公開しますが、他の法人については、A表記、B表記となります。

予備審査で法人名が出てしまいますと、3法人の応募があって、応募法人名は公開されますから、この段階で落ちた法人がどこかというのが分かってしまいます。

したがって、この結果表でA・B・C表記することによって、3法人の応募があり、最終的に、1法人だけが移管先候補法人となりますので、この2法人は本審査で落ちたのか、予備審査で落ちたのかということは分からない状態になります。

そういう意味でも、A・B・C表記ということでさせていただいたというのが考え方でございます。

この結果表では、優先順位が分かり、優先順位の高い法人が有利になるという可能性があるということでしたら、A・B・C法人のうち、C法人が選に漏れましたという表示の仕方もあるかなと思うのですが、どういう形の方がよろしいでしょうか。

委員長: 結果のところでチェックがついた数が出れば、結果的には、その時点で 1 位、 2 位、 3 位ということになってしまいます。

その点が、本審査に向けての予断を委員間に生まないか、2位のB法人が最終的に移管を受けるには、実地調査等の際に、頑張って、プレゼンテーションしていただかなければならないとか、そういったことをなんとなく思い起こさせてしまう、それが予断とおっしゃられた主旨ではないかと思います。

一方、そういう懸念があるのですけれども、保護者委員の立場から考えると、A委員が何故、B法人にチェックを付けたのか、C法人が著しくチェックが多いのは何故かということを意見交換の場で、お尋ねになりたいのではと思います。

そのためには、この情報が共有されなければならないという点がある と思います。

その点に配慮されて事務局では、この資料を用意されたと思うのですが、予備審査で予断を生むという点と、それから委員会の中での各委員のご判断の根拠を問うような意見交換の場に使う必要があるという点と、相矛盾した方向での資料になると思います。

そのところは、非常に悩ましい問題があると思うのですが、予備審査と本審査の違いについては、各委員に、十分に、ご理解いただいていると思います。あくまでも本審査に進む法人に、上下関係はありません。

予備審査の目的は、ご遠慮いただく1法人を選ぶということであれば、 必要な確認をするために、こういう資料はいるのかなと思いますが、ど うでしょうか。

D委員: それと関係するか分からないのですが、例えば、1、4、4になる可能性があると思うのですが、同数になった場合は、どのようにすればよいかを考えていた方が良いと思います。

委員長: 新しい論点をご指摘いただきました。

事務局: 以前、2法人を選択していただく際に丸を付けていただくと説明させていただきました。

そのときには、仮に、同票になった場合、より多くの丸が得られた法 人は、その時点で、その法人が本審査に進みます。

同票になった場合については、同票同士の法人で各選考委員の皆さまに、もう一度選考していただきます。それで票決をしていただいて、より多かった法人が本審査に進むというご説明をさせていただきました。

今回は、その逆という形になりますので、4,4になった場合は、A 法人は、まず、本審査に進むことが決定します。B 法人、C 法人で、も う一度、各委員の皆さまに、どちらかを選択していただいて、本審査に 進まない法人を決定していただくことになりますので、よろしくお願い いたします。

委員長: 同数の場合の扱いは、今のご説明でご了解いただけますでしょうか。 それでは、集計を各委員にどういう形で把握していただくかという点 ですが、いかがでしょうか。

> 予断の形成をより強く心配するのか、それとも各委員の判断の内容を ご質問いただくような便宜をより強調するのか。

E委員: 委員長がおっしゃったとおり、悩ましいところだと思うのですが、より議論をして選んだという経過を残すという点では、このまま明らかにした方がいいと思います。

予断というのはありますが、反対に、予備審査で、こういう結果が分かって意見交換をすることで、それぞれ、専門家の方がおられますので、違う部分として見えてくる部分があると思います。

それをもって本審査のときに、そういう部分が補足されますので、より議論をするのであれば明らかにしても、それは、それなりのメリットがあると思います。

私は、こう見ていたけれど、相手は、こう思われて、こういう評価を付けられたと、それを踏まえて、本審査のときに、例えば、ヒアリングのときに聞いたりもできますし、判断の新しい思考も出てくることにも

つながると思いますので、予断という懸念はありますけれども、少しメリット的に考えるのであれば、そういうことで明らかにする良さがあるかとは思います。

委員長: 他の委員は、いかがでしょうか。

C委員: 公開・非公開の場合、本審査以前の判断については、本審査が終了するまで、公開にはなりませんか。

事務局: 予備審査の結果は、結果で公表したいと思っています。

C委員: 本審査の前でも。

事務局: 本審査の前でもです。結果が出た時点で、できるだけ早く、会議録も 含め、公開したいと思っています。

委員長: 会議の中での議論の進め方として、予備審査の際の各委員のご判断を 集計して、相互にどの委員がどういう判断をしたか、それを巡って意見 交換ができるようにする方がいいのかという点についてはいかがでしょうか。

F委員: いつ意見交換する機会がありますか。

委員長: それは、疑問が生じた時点です。

F 委員: 第3回目のチェックをした後に意見交換ができるのか、それとも、ヒ アリングのとき、または、第4回、5回のときに意見交換をするのです か。

委員長: 個々の委員の皆さまは、それぞれの分野の専門家ですので、例えば財務について、資料を見ているとき、あるいは、ヒアリングの時などに、財務に詳しい委員に、ご質問になるのは可能ですし、予備審査が終わった後は、A委員は何故、B法人にしましたかと、ご質問になることは、結論が出た後で、議論になりうることです。

F委員: そういう時間があるということですね。

委員長: その時間は、お求めに応じて、いつでも時間を取りたいと思います。 また、そうするための委員会だと思います。

B委員: この委員名は、固有名詞になるのですね、この集約表を作るとしたら。

事務局: いいえ。

B委員: これはあくまでA・B・C・D委員ですか。

事務局: 会議録と同じになります。

B委員: そうすると委員長が今おっしゃった意見交換という部分で、例えばA 委員は、B法人をチェックされていますけれども、そこはどう探り当て るのですか。

委員長: お答えになりたくないものを無理にという訳にはいかないので、ご質問があったけれども、ご回答の手が挙がらなかったというふうに進める

しかないですね。

B委員: 分かりました。

C委員: この場では、Aは誰、Bは誰と明らかにして、会議録に残さなかった ら済む話ですよね。

事務局: そうです。

G委員: 確認ですが、委員はA・B・Cですが、法人名は入るのですか。

事務局: 法人名もこのとおりです。A・B・Cです。

G委員: 本審査に進まない法人名は、実名ですか。どの法人名も入らないですか。

事務局: 予備審査の場合は、法人名を公開しますと、予備審査でこの法人が選 に漏れましたというのが分かりますので、どの法人名も入らないです。 応募法人の法人名は、公開します。

したがいまして、A法人、B法人、C法人の3法人の応募がありました。それで、予備審査の場合は、この表で見ますと、C法人が審査に漏れました。

A・B法人が本審査に進みました。

本審査の結果は、2法人のうち、移管先候補法人として決まった法人 名を公表します。選に漏れた2法人名については、どこでその選に漏れ たかが分からない。

ただ、応募法人名は公表しますので、2法人が落選されたことは分かりますけれども、具体的に、どの法人が、どの段階で、その選に漏れたかというのは分からないです。

委員長: この表でいうと、C法人に相当するところは、予備審査の結果を見た ときに、各委員は分からない訳ですね。

事務局: それは、口頭でご説明いたします。

委員長: この資料の中には無いというだけで、口頭で伝えられるのですね。

事務局: はい、そうです。

委員長: 何故、B委員は、選に漏れた法人にチェックを入れたのですかという 議論は成り立つ訳ですね。

事務局: そうです。本審査に進む法人は、何々法人、何々法人、選に漏れた法人は、この法人ですというのは、この場ではお伝えさせていただきます。会議録の中では、A法人とB法人が本審査に進みましたという表記になります。

委員長: 実態的に議論をしている場では、各委員はA・B・Cが、それぞれ、 どの法人かというのは分かる訳です。

C法人は、もちろん発表されますけれども、A・B法人は、どちらが

上であっても下であっても構わない訳です。

予備審査の段階では、2法人名が分かりますが、Aがどちらで、Bがどちらかということは分からないから、そういう意味では、少し、懸念が薄れるかも知れません。

C委員: この委員会では、A・B法人名が分かるのですね。

事務局: 今、委員長がおっしゃっているとおり、Aがどちらで、Bがどちらかということを出さなければ、懸念が薄れますので、2法人は、この法人ですと言わなければ分からないです。

C委員: 先ほど、E委員が言っていたように、あえて懸念はあっても、この形で、Aはどこ、Bはどこと出した方が、委員会での議論としてはやりやすいと話をされていたと思うのです。

この委員会では、Aはどこ、Bはどこ、Cはどこということで、明らかにして、こっちを出ないようにした方が良いのではないでしょうか。

委員長: その方が自然ですね。

A・B・C法人が、それぞれ、どこかというのが分かった上で、議論をする方が、無理がないように思います。

E委員: この委員会では、全部、話をして、公開する部分に気を付けるようにして、せっかく集まっていただいて、何を議論しているのか、分からなくなると困るので、しっかり議論する部分は議論をするということで良いと思います。

B委員: したがって、選考に漏れた部分だけ開示されればいいのではないですか。予備審査で2法人は通っていますと、お互いに、その中で委員長がおっしゃったように、例えば、A法人、B法人の予備審査を通過させたことにお答えできる方というようなやり方でできるのではないでしょうか。どうしても、予見がと思うのです。私個人の意見ですが、もちろん皆さんのお考えで結構です。

委員長: いかがでしょうか。

A委員: あくまでも書類から分かることで、明確に判断できるかと言われたら、 やっぱり、人と人の付き合いなので、会ってみてというところがありませんか。判断するという部分では。

> 例えば、予備審査で、この例のとおりだったとすると、A法人が一番 良いというような、委員の中でも、そういう印象になる懸念もあります が、書類で決めたことは、一旦忘れて、会いに行こうという気持ちがあ るので、この中では、思ったことを何でも言い合えるという、皆で、選 ぼうという感じで、難しいことは考えずに、本音であったり、その人の 視点だったりとか、そういうところを言い合えるといいと思います。

どうでしょうか。

B 委員: 私もこだわってはおりませんが、そういうご意見も出ましたのでいかがでしょうか。

A委員: B委員のおっしゃっていることも分かりますし、いざこうなったとき に、私も、自分が引きずられないかという気持ちもあります。

委員長: 他の委員さんから、解決方法、ご提案ございませんでしょうか。 確かに、委員相互間ではA・B・C法人の名前が分かり、A・B・C 委員が誰か分かった上で、議論するのが自然だと思います。

最大公約数はこういうことですが、具体的に作業を進める上で、各委員の意思決定されたものを、集約してお示しし、議論に供するときに、このパターンでいいのか、A・B法人をマスキングして、C法人のところだけで議論をしていただくのがいいかということに尽きるかと思います。

B委員: こだわりはしませんが、そういう懸念があるかと思いました。

G委員: 意見交換をした結果、ご遠慮いただこうとチェックをしたところが、 ある委員にとっては、それならもう一度考え直すということはないです か。

委員長: それをしてしまうと意味がないと思います。

ただ、そういう結論に至った背景を、例えば、保護者の委員なら保護 者会で説明する必要があったりする上で、決定の背景を議論の中でお知 りになりたいということだと思うのです。

他の方の意見で修正するというのは、あり得ることですが、それはしないことにしないと議論が収束しないと思います。

A委員: 各委員、資料を見て、丸をつける前に皆さんがどう思ったのか聞く時間はないのですか。

委員長: それは、ご質問いただければ審査結果を出す以前に、こういう印象を持ちましたが、自信がないので専門家のA委員は、参考までに伺いたいのですが、どうお思いでしょうかと、事前にご質問いただければよろしいのではないかと思います。

A委員: 丸をつけた後は、してはいけないということですね。

委員長: 丸をつけたあとは確認ですね。

なぜそうされたのか、念のために聞いておきたいということですね。

A委員: 分かりました。

委員長: それでは、事務局がご提案していただいた形で進めていくということでよろしいでしょうか。

E委員: 予備審査は、どちらかというと遠慮していただく法人を選ぶものです

が、本審査は、良いところを選ぶという視点です。

少し視点が違うので、予備知識もできて面白いのかなと思います。 色々と、この場で意見交換しながら、予断の部分はありますが、違う 視点ですから、それはそれで役に立つ部分もあると思います。

委員長: それでは、事務局のご提案通りの選考基準と選考方法ということで、 当委員会の決定とさせていただきます。ありがとうございました。

> それでは、次に、案件の(2)ですが、冒頭の説明にありましたように、 3法人から応募がございました。

したがいまして、次回、第3回目の選考委員会におきましては、事務 局の予定では、法人会計のご説明などを専門家の方からしていただくと いう段取りになろうかと思います。

申し込み書類については、本日、お手元に配布していただいておりますので、応募書類をお持ち帰りいただいてご一読いただく、そして、第3回の選考委員会に臨んでいただくという流れになります。

そのプロセスについて、質しておくべき点などございましたら、ご発言いただきたいと思いますが、分かりにくい点など、ございませんでしょうか。

A委員: そもそも審査というのは、市の方でも公立保育所はこうしています、 あなたの園ではどうしていますか、これからどうしたいと思いますか、 という三段階の質問事項になっており、それが書けるようになっている と思うのですが、いろいろ考えているうちに公立よりもこちらのほうが いいとか、こちらが好きだなというのが出てくると思いますし、私も出 てくるとは思います。

ただ、保護者会では、今の下穂積保育所にとって、公立のやり方を示してあるように、ある意味それに近いところを選んでほしいと思います。その理由が、保護者会といっても、保護者一人ひとりの思いがあるので、新しい法人を見て選べるとなったときに希望が出てくると思いますが、一つ共通していることは、下穂積保育所に子どもを預けていることですので、民営化になって何もかも変えないでほしいとは言わないし、私たちも法人に合わせていこうと考えていますが、基本的には、下穂積保育所に近い保育所を評価してほしいと思っています。

あと、インターネットで応募法人について、ちょっと調べただけですが、公立保育所を「色がない」と表現した場合、私立保育園は色々な色があると感じます。それがいいとか悪いとかは言えないですし、法人は法人で思いのある保育をしているというのは分かりますが、その色の違うものが一緒になったときに、どうしたらうまくいくかと考えた場合、

どれだけ対話してくれるかがポイントだと思います。

お互いが思いを押し付けあうのでなく、保護者の思いを汲み取ってくれたり、在園児が困らないように配慮してくれるかというのがポイントかなと思います。

今の公立保育所に近いところと、色があるので近いと判断できない場合は、どれだけ理事長や職員の人が保護者と対話してくれるかが気になるので、その点を頭に入れておいていただきたいというのが、お願いです。よろしくお願いします。

委員長: ありがとうございました。

選考の基準と選考の方法は決まりましたが、それらの基準に基づいてこれから審査を進めるにあたって、A委員から、特にそういう点に配慮した審査をお願いしたいというご意見の表明がございました。

最終的に、各委員は、独立してご判断をいただく訳ですが、このようなご意見もあるということを踏まえて、これからの審査にあたっていただければと、私の方からもお願い申しあげます。どうぞよろしくお願いいたします。

A 委員: ありがとうございます。

委員長: 今、案件の(2)の方に進んでおりますが、結局、応募3者を、2回の 審査を行って決定していくという流れになります。

これから、そのプロセスが具体的に始まる訳ですが、確認しておくこと、その他ご意見ございましたらご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

C委員: 3法人は、それぞれ保育園をいくつ運営されていますか。

事務局: 各法人ともひとつずつです。

C 委員: 保育園の方針は、その 1 か所だけのものが載っているということですね。

事務局: そうです。

委員長: 応募状況、応募資料の見方などについて、よろしいでしょうか。

G委員: 資料を読んでいくときに、赤ペンで書き込んでも大丈夫でしょうか。

事務局: 大丈夫です。

委員長: お持ち帰りいただいて検討するのは差し支えないですが、他者の目に 触れるのは良くないので、お気を付けいただきたいと思います。

F委員: 終わったらお返しするということでよろしいですか。

事務局: そうです。

委員長: それでは案件の(2)の方についても応募状況報告がございましたが、 それに関連する資料の見方などについても、ご質問がないようでござい ます。事務局のご報告をご了承いただいたということでよろしいでしょうか。

各委員: 異議なし。

委員長: それでは、具体的案件の(1)と(2)は、これをもちまして終了させていただきます。(3)に、その他という案件がございますが、事務局の方からご発言ございますか。

事務局: はい。

本日もそれぞれの立場から貴重なご意見、また慎重なご審議を賜りま して、ありがとうございます。

今後のスケジュールの件でございますが、先ほど委員長の方からご説明いただきましたが、下穂積保育所における第3回目の選考委員会につきましては、法人会計の審議、それから予備審査を予定しております。 法人会計の審議につきましては、B委員に、法人会計を含めた書類を一定お目通しいただきまして、ご意見をいただきたいと考えております。 最終、本審査の対象となる2法人を選考していくという流れになっております。

さっそくですが、次回の第3回目の委員会の日時の調整を、ここでさせていただきたいと考えております。事務局の案としましては、6月12日から14日、水曜日から金曜日になると思いますが、この間で開催させていただきたいと考えております。時間の方が短時間で、B委員には分析をお願いしないといけませんので、時間的に大丈夫かを含めてご検討お願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

B委員: 私が法人会計の結論を出す訳ではないですよね。ですから、判断に資する資料を作成して、必要があればご説明させていただくということですね。

事務局: はい。

B委員: 分かりました。それを踏まえましたら 14 日でお願いいたします。

事務局: では、14日ということで、皆さまのご都合をお願いしたいですが。

委員長: 14 日と 12 日は都合が悪いので、私に限っては、13 日しか予定が合わないです。

事務局: 他の委員さんで 13 日ご都合悪い方、今お分かりでしたらお教えいただけますか。いかがでしょうか。

各委員: 異議なし。

事務局: 13 日を中心に、ご検討させていただきまして、ご案内させていただきたいと思います。

先日行われました、鮎川保育所の選考委員会でご提案をいただいたの

ですが、時間を午後6時ということでさせていただいていましたが、平日の夜間ということで、午後6時だとご参集いただくのに厳しい方もいらっしゃるということで、鮎川保育所の選考委員会は午後6時30分から開催するとのことで、ご了解いただいております。

下穂積保育所の選考委員会につきましては、会議時間を午後6時からとご案内させていただいておりますが、午後6時30分の方がよろしいということでしたら、6時30分にさせていただいても差し支えないかと考えておりますが、いかがさせていただきましょうか。

委員長: 私の都合ばかりで申し訳ございませんが、午後6時30分の方がいい のですが。

B委員: 少し補足をしていただきたいのですが、13 日、木曜日に開催するとして、法人会計の基礎資料と見方というのを、判断を押し付けない形で、説明させていただきたいと思いますが、法人会計に限って言いますと、この段階で、既に、予選をする訳ですよね。本審査に向けての法人会計の説明のようになってしまうのではないですか。

事務局: 予備審査ですが、書類上、選考していただくということで、法人会計の部分についても、ひとつの判断材料、民営化の基本方針に載っている大きな項目のひとつでありますので、その部分については、分析をしていただいて、お手数をお掛けしますが、その分析結果をご報告いただければと考えています。

C委員: 会計上、ここは不適切となってしまうと、選ぶことができなくなって しまうと思いますので、そのあたりの書き方が、本審査ではないので、 少し幅を持たせていくことも必要ではないですか。

B委員: あくまで、分析資料等の判断に資するための資料を作成させていただきますが、決して、各委員に押し付けるような形での資料ではないように作らないといけないと思っておりますので、前回の選考基準のところで、ある程度、事務局でお作りいただいていますように、分析数値をこのくらいの幅で見ていただいたらどうかなど、標準値的な目安は、事務局の方にも基礎資料のところで作っていただいています。

それらを含めて、分析数値ですので、こういう見方をしていただけたらいいという資料を、私が作る立場かなと思うのですが、13 日木曜日に、そのご説明をさせていただくのは頑張りますが、その段階で、予備審査も同時に行われるとなりましたら、13 日にご説明させていただく

という部分と、そこの判断を委員の皆さまが、斟酌できないままに終わってしまうのではないかと思います。

C委員: 13 日の時に、予備審査を完了してしまうということだと、B委員がおっしゃったように、説明を受けてすぐに、経営基盤について確認できるかという時間的な問題があればいいのですが、無ければ、その日は、お聞きして、その説明に従って、もう一度見て付けるとした方がいいと思いますが、時間的な問題もあると思いますので、そのご判断をお願いしたいと思います。

委員長: 全体のスケジュール上は、第3回に予備審査を終えないと厳しいわけですよね。

事務局: 4回、5回は法人さんの視察をしていただきながらヒアリングを、一 法人ずつと考えております。

第6回には、最終移管先候補法人を選考していただこうと考えております。

E委員: 例えば、第3回に説明を受けて、結果は事務局に、何日か後に送るという形はいかがですか。やはり、第3回で決めてしまわないといけないですか。

委員長: 具体的にいうと、なぜ C 法人が選に漏れたかという議論を行える場が なくなってしまうのではないしょうか。

これまでの経験ですと、一般の委員は会計のことは、それほど詳しくはないので、B委員のお立場の委員の方のご説明を伺って、どの応募法人も経営に大きな問題か所がないということを確認した上で、予備審査の意思決定をしていただきますが、財務に問題がないことをB委員から聞いて確認をし、その他の保育内容の改善や充実という点で、安心して自分の判断をしていただけるようにするという実態に近かったと思います。したがって、このご説明によって大きく判断が変わるということはなかったかと思います。

したがいまして、同じ日に予備審査まで終了しても、少し時間がかかるかも知れませんが、大きな問題はないように思いますが、いかがでしょうか。

E委員: スケジュール的には、そうだと思いますが、B委員が丁寧にご説明いただくということを考えると、いかがなものかと思いますが、本当に財務的に問題があるということであれば、予備審査の時点でも、ここが危ないと言っていただいてもいいと思います。

先ほど、委員長がおっしゃったように、余程のことがないと確認していただけることなると思いますので、そういう形でいいと思います。

A委員: 気になったのが、東幼稚園の保育園化のときに、8法人から応募があり、結果が公開されていますが、会計のところで、8つの法人の内1つ

の数値が低くなっていました。

B委員が言っておられるのは、そういうところが不可になってしまうのではないかという心配だと思います。

そちらがとても良い保育をしていたなら、私たちもそちらを残したいという気持ちも出てきますが、茨木市として、責任を持って継続的に子どもを見ていく、その意味で選に漏れたとなると、本当は保育内容を重視したいですが、納得するしかないと思います。

B委員: あの件は、結果的に、応募された法人の提出書類がなかったのです。

A委員: 分からなかったということですね。

B委員: 新設の法人で、社会福祉法人化した年度に応募なさったのです。財務会計的な基礎資料がなかったので、判断のしようがないということでした。

G委員: それほど低いというところであれば、他の項目を見ても、そんなによろしくはないと読み取れると思います。ですから、経理だけが悪くて、他のところがすごくいいという極端なことにはならないのではないかと、私は思います。

委員長: いくら良質な保育をされていても、財政基盤がなければ続けられない ですよね。

G委員: 経理を見る前に、この書類を読めば大体読み取れるのではないかと思います。

委員長: B委員さんには、ご負担をかける資料作成でございますが、よろしく お願いいたします。

B委員: 当日は、C委員におっしゃっていただきましたが、私見を踏まえて意見を言っていいということでよろしいでしょうか。

先ほどの3法人がありまして、特に著しく不適切なものがないとか、 そのあたりの意見については、私の判断をその場でお伝えして良いとい うことでよろしいでしょうか。

委員長: 是非お願いしたいと思います。

B委員: 前の委員会では、会計といえども、私は基礎資料の読み方はお手伝いさせていただきますが、あくまで私 1 人の意見を押し付けてはいけないという委員会の取り扱いでしたので、予備審査の段階では、先ほどから意見を出していただいていますように、特に不適切なところがあるのか、そのあたりの私見はお伝えしてもいいということで、よろしいですか。

委員長: 各委員さんご了解いただけますでしょうか。

各委員: よろしくお願いいたします。

委員長: それでは、その他の点については、事務局のご提案のとおり進めさせ

ていただくことに決しました。

事務局: 時間の方ですが、午後6時30分で保護者委員の方はよろしいでしょうか。

それでは、13 日を基本に、午後 6 時 30 分から、この場所で調整を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後ですが、第1回目の会議録のことですけれども、机の上に配布させていただいております。ご面倒ですが、内容をご一読いただきまして、修正等ございましたら、メール・電話何でも結構ですので、ご連絡いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長: ありがとうございました。他にご発言のある委員さんいらっしゃいませんでしょうか。

B委員: このチェックシートをメールで送っていただけませんか。

事務局: 各委員に送らせていただきます。

委員長: よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第2回委員会を終了させていただきます。長時間に渡りまして、どうもありがとうございました。